

(介護予防)居宅療養管理指導 運営規程

第1条（事業の目的）

社会医療法人新潟勤労者医療協会が運営するかえつクリニック（以下「事業者」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）であって、主治医等が指定居宅療養管理指導等の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を営むことができるように、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

第2条（指定居宅療養管理指導等の運営の方針）

1. 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、心身の機能回復がなされるよう療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。
2. 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
3. 前項のほか、「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第88号）」及び「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第92号）」に定める内容を遵守し、事業を実施すものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 かえつクリニック
- (2) 所在地 新潟市秋葉区新津東町3丁目4番28号

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

この事業所における従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人

事業所における職員の管理、指定居宅療養管理指導等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定居宅療養管理指導等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1人以上

医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言を行う。

- (3) 看護師 1名以上

医師が行う診療の介助及び医師の指示のもと、利用者又はその家族に対し居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導や助言の補佐を行う。

- (4) 事務 若干名
利用料の請求業務等を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

- 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月30日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除く。
 - (2) 営業時間は午前9時から午後5時までとする。
 - (3) 必要時、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診については、その都度対応できる体制とする。

第6条（指定居宅療養管理指導等の種類）

指定居宅療養管理指導等の種類は、医師による指定居宅療養管理指導（又は介護予防居宅療養管理指導）とする。

第7条（利用料その他の費用の額）

- 1. 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準」及び利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」と「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。
- 2. 指定居宅療養管理指導等に要した交通費等については、実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1回につき220円から550円と地域に応じて徴収する。
- 3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は新潟市秋葉区内とする。

第9条（事業提供に当たっての留意事項）

- 1. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2. 指定居宅療養管理指導等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
- 3. 指定居宅療養管理指導等の提供を行う職員は、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

第10条（事故発生時の対応）

- 1. 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2. 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 3. 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が

発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第11条（苦情処理等）

1. 事業者は、提供した指定居宅療養管理指導等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置し、必要な措置を講ずるものとする。
2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
4. 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

第12条（秘密保持）

1. 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
2. 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
3. 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

第13条（従業者の研修）

事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年に1回以上実施

第14条（記録の整備）

1. 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (2) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (3) 苦情の内容等に関する記録
 - (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
2. 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

第15条（虐待の防止のための措置）

1. 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

第16条 (業務継続計画の策定)

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条 (衛生管理等)

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

附 則

この運営規程は2025年5月1日から施行する。